



創造と行動で社会福祉増進へ

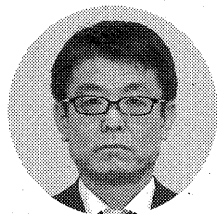
管路診断コンサル
タント協会会長 角田 五郎

値を維持することができ
ません。

国は持続的な機能確保

下水道のための下水道管理を指す「下水道の維持修繕基準」を定めました。当協会では平成27年度に、創造する管診協・行動する会員企業として、下水道システムの持続的発展のために新ビジョンを発表し、そこでは循環のみち下水道の成熟化（持続と進化）に貢献すべく①会員サービスの向上②将来に向けた担い手の確保③技術力の継続的研鑽―を3つの柱としました。

私たちは管路診断コンサルタント協会はこのビジョンに基づき、地方公共団体の皆様と連携を深め、広く積極的に社会公共の福祉の増進に寄与してまいります。



技術講習会など新たな取り組みを

管路診断コンサル
タント協会事務局長 神谷 尚史

平成27年の下水道法の改正に伴い、維持修繕基準が創設されるなど下水道のストックマネジメント

と再構築事業が拡充されつつあります。管路診断コンサルタント協会（管診協）では、昨年6月に当協会発刊の「下水道管施設改築・修繕に関するコンサルティンク・マニュアル（案）」を改訂し、耐震化対策として下水道総合地震対策計画手法をマニュアル化する

平成29年度は下水道事業のストックマネジメントの推進を図るため、関係団体との技術交流会や地方都市での技術講習会の実施など新たな取り組みを計画しています。

管診協は、管路構造物の計画的な改築・更新に関するコンサルティンク業務の確立を目指し、これからも会員一同努めてまいります。